

鯖江市スポーツリーダーバンク設置要綱

(設置)

第1条 スポーツに関する専門的な知識、経験、技能等を有している人材（以下「リーダー」という。）を発掘し、その情報を提供することにより、市民のスポーツ活動の普及および振興を図り、豊かな地域社会を作ることとを目的として、鯖江市スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 リーダーバンクの事務局を教育委員会スポーツ課に置く。

(事業)

第3条 リーダーバンクの事業は、次のとおりとする。

- (1) リーダーの登録、更新および取消に関すること。
- (2) 登録情報の管理に関すること。
- (3) リーダーの情報提供および紹介に関すること。
- (4) その他リーダーバンクに関すること。

(登録資格)

第4条 リーダーバンクに登録することができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生涯スポーツ活動に深い理解と指導意欲のある者
- (2) スポーツに関する学識または技能を有し、当該スポーツの講義、実技指導および各種団体、サークル等の育成に指導助言ができる者
- (3) その他教育委員会が適当と認めた者

(登録方法)

第5条 リーダーバンクへの登録を希望する者は、鯖江市スポーツリーダーバンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、リーダーバンクに登録するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録した日から同日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第7条 リーダーバンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録の更新をしようとするときは、前条の有効期間が満了する日の1か月前の日までに申請書を教育委員会に提出しなければならない

い。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録を更新するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、その登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会へ鯖江市スポーツリーダーバンク登録内容変更届(様式第2号)を提出しなければならない。

(登録の取消)

第9条 教育委員会は、登録者について、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) リーダーバンクを利用して政治活動、宗教活動または営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録者から登録取消の申出があったとき。
- (5) 前各号のほか、教育委員会が不適格と認めたとき。

(登録情報の公表)

第10条 登録者としてリーダーバンクに登録する情報は、申請書に記載された事項(以下「記載事項」という。)とし、原則として住所、生年月日、自宅電話、携帯電話、勤務先、所属団体および講師料の額以外の記載事項は公表するものとする。ただし、登録者から公表を望まない旨の申出があるときは、この限りでない。

(団体等への紹介)

第11条 登録者の紹介は、次に掲げる団体を対象とする。

- (1) 鯖江市内で活動しているスポーツ団体、クラブ等
- (2) その他教育委員会が適当と認めたもの

(登録者の役割)

第12条 登録者は、リーダーバンクを利用する団体(以下「利用者」という。)の要請に応じて講義、実技指導など(以下「指導等」という。)を行う。

(リーダーバンクの利用方法)

第13条 利用者は、登録者の紹介を希望するときは、教育委員会に対し鯖江市スポーツリーダーバンク登録者紹介申請書(様式第3号)を提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容に応じた指導等を行うことができる登録者を

選定するとともに、当該登録者に申請内容を連絡し、利用者に紹介するものとする。

3 利用者は、前項の規定により紹介された登録者と連絡を取り、指導等の具体的な内容等、必要に応じて打合せを行うものとする。

(利用者の負担)

第14条 登録者が指導等を行う場合の講師料、交通費等の経費は、利用者の負担とする。

(保険の加入)

第15条 登録者および利用者は、指導等の実施に伴い、危険が予想される場合は、傷害保険等に自ら加入するものとする。

(事故責任等)

第16条 指導等の実施に伴い発生した事故および損害（以下「事故等」という。）に関しては、登録者および利用者は自らの責任において対応するものとする。

2 教育委員会は、事故等については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、リーダーバンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。